



令和8年度助成要綱 主な変更点

1. 共通事項の改正

- (1) 「災害ボランティア活動用機器整備事業」については今年度の申請で期限を迎え、一定の役割を果たしたことから、昨年度をもって終了となった。
- (2) 申請のあったもののうち対象外等となったものの申請書の取り扱いについて、申請書は返却せず、静岡県共同募金会において破棄することを明記した。
- (3) 機器整備費の申請や精算払いで添付する見積書については、県内に取扱事業者がない場合を除き、県内事業者から徴することとした。

(4) 別表

① 別表1（市町社協分）

- ア 別表1の適用を受ける事業として地域歳末たすけあいも含まれることをタイトルに明示した。
- イ 認められないものとして、事業費での固定資産取得や、福祉サービスを伴わない自治会活動への助成を明記した。

② 別表3（経費）

- ア 別表3の適用を受ける事業としてNHK歳末たすけあい事業も含まれることを明記した。
- イ 対象経費

経費の種類	改正内容
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費で認める有料道路代金は自家用車を使用した場合である旨明記し、社用車の有料道路代金は車両費で申請 ・旅費に関する根拠規程の整備・提出を団体に求め、支出に関する透明性を確保
借上料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のための一時的な借上げが対象であるので、家賃等の恒常的経費は対象外と明記
会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで行事開催のための経費であるので、行事を法人所在地で開催する場合であっても家賃等の恒常的経費と認められるものは対象外と明記

ウ 対象外経費の追加

- ・領収書等のあて先が当該団体以外であるものの費用（団体の構成員個人あて等も不可）
⇒申請団体名でない領収書等是不適切であり、団体の役員等であっても個人名で行われた取引は不適切であるため対象外とした



- ・総額表示のみで購入物等の内容が不明な領収書等にかかる費用
⇒購入したものの内容がわからない領収書等は使用目的や内容が判断できないため対象外とした

③ 別表4（車両の整備）

- ・対象とする車両の車体色を白色に限定しているが、近時、白色が特別塗装のみしかない車種もあるため、その場合は対象経費に特別塗装料金を加えた。

2. 助成メニュー別の改正

○ 福祉施設機器整備事業取扱要領

- ・建物の補修に関する機器整備は建物が自己所有である場合のみが対象となるが、建物の自己所有を証明できる公的書類の添付を必須とした。